



い有様でありまして、司法試験に合格して司法修習生を経て裁判官、検察官、弁護士となつた場合に、刑法、民法、訴訟法と共にその必要性を認められた結果、第二次試験の試験科目の調整を図るため第六条第一項及び第二項を改正して從来の必須科目に現在選択科目とされておりまする「商法」を加えることとしたのであります。従いまして試験科目の数は現行通り七科目であります。が、そのうち六科目が必須科目となり一科目が選択科目ということになりますので、受験者にとりまして若干の負担が加重せられることになりますが、裁判官、検察官、弁護士の取扱事件のうち商事関係事件の占める割合等を考えますと、この措置は必要止むを得ないものがあると考えるのであります。又第六条第一項及び第二項の改正に關連いたしまして附則第四項を改正して高等試験行政科試験に合格している者に対しても、試験科目を整理し憲法、刑法並びに民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目合計四科目を受験せしめることといたしました。

次に第二の点でありますと、司法試験受験手数料は、現在第一次試験が二百円、第二次試験が五百円となつております。昭和二十四年司法試験法制定當時の物価事情と今日のそれとを比較いたしますと、各位御承知の通り諸々物価は著しく上昇いたしておりまして、各種國家試験例えは公認会計士試験、物理試験及び税理士試験、医師国家試験及び薬剤師国家試験等においても物

価事情に対応して受験料を五百円乃至千円といたしておりますので、第十一条第一項を改正して第一次試験を五百円に、第二次試験を千円に改めることといたしました。

か、前科のある者は執行終了後七年を経なければ執行猶予を付けることができないこととなつてゐるのであります。従つて執行猶予中の者は、例えば軽微な窃盜を犯しその事情酌量すべきものであつても、必ず実刑を科し、前の執行猶予を取り消さなければならぬこととなつてゐるのであります。以上のような点に鑑み、本法案は執行猶予の要件を適当に緩和すると同時に、執行猶予中必要のある者に対しては裁判の言渡により保護觀察に付することとし、これに必要な手続を定めるものであります。即ち、刑法の改正案における猶予の要件を緩和するにあつては、先づ刑法第二十五条で執行猶予に付し得る条件として規定された、前に禁錮以上の刑に処せられたことがつても其執行を終り又は執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に処せられたことなき者といふ

言渡を取消すことができる」とし、その手続として、検察官はその者の保護観察を担当した保護観察所の長の由に出に基き裁判所に請求することにして、なお、裁判所の審理についても本人の請求があれば口頭弁論を経ることにして、且つ、其の場合は弁護人の選任を許すことにして、又執行猶予の取消決定権に付された者をこの法律によつて保護観察に付することを明らかにし、次に保護観察に付された者が保護観察中守りきめをななければならぬ遵守事項に違背したことには、他の種類の保護観察対象者と同じように、裁判官のあらかじめ發する引致状により引致し得ることとし、するものであります。

とするものであります。

更正緊急保護法の改正案は、執行猶予者で保護觀察に付されない者が身体の拘束を解かれたのち、或いは帰住先がなく或いは就職口がなく再犯に陥る危険がある場合に、本人の申出に基き一定期間に限りこれを保護し得ることにするものであります。

なお附則においては、此の法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に罪を犯した者及び既に少年刑の執行猶予に付せられ現行法で保護觀察に付されている者に対しては、此の法律の施行により不利益を障害しめないようする経過規定を設けているのであります。

以上申述べましたように、犯罪をした者の改善更生にはできる限り刑の執行を避けてこれを保護觀察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮する

卷之三

○委員長(郡祐一君) 次に、刑法等の一部を改正する法律案について政府の御説明を願います。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今上程に相成りました刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申上げます。

この法律案は、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法の一部を改正し、犯罪対策に寄与せることとするものであります。

終戦後犯罪の激増に伴い受刑者の増加と共に、執行猶予の言渡を受けれる者も激増し、同時に執行猶予の取消も増しましたが、現行の執行猶予制度によいては、何ら本人に必要な保護と指導を加えることができないし、一方特行猶予の要件が厳格で、前科のない

田ノ桂の歌

刑期一年以下の懲役又は禁錮に処すべき場合であつて、情状特に懲誡すべきものあるときは、再度の執行猶予を与える規定を設けて、執行猶予に付し得る場合の幅を拡張緩和し、同時にその裏付けとして、再度の執行猶予に付された者はその猶予期間中は必ず保護観察に付することにし、その他の執行猶予者については、必要ありと認める場合、保護観察に付し得ることにしているのであります。

刑事訴訟法の改正案は、右の刑法の改正に伴いまして、刑の執行猶予に加えて保護観察に付することにする場合には、刑の言渡と同時に判決で言渡すことになりますと共に、保護観察中の遵守事項違反を理由として執行猶予の

し、更に現行法の假退院少年の再取り扱いを審理するときと同じように、執行猶予を取消す場合の要否を審理するため引致後日以内これを留置し得ることにして、検察官から執行猶予の取消請求があつたときは、裁判所は、その請求について決定をするまで留置を継続することができるものとし、但しその留置の期間は、引致後通じて二十日を越えることができないものとし、又本人の請求により口頭弁論を経て決定すべき場合には、裁判所は、決定で更に十日間に限り留置の期間を延長することができるものとし、なお右の期間内に刑の執行猶予の取消決定があつたときは、そぞり決定が確定するまで留置を継続することができるものとし、これらの留置期間はすべてこれを刑期に算入するもの

の法律案を提出いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鶴祐一君) 次に、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案について御説明を願います。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今上程になりました少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、少年院法第二十一条の規定による代用少年鑑別所、代用特別少年院等の特例的措置が、本年七月三十日までで廃止されることになつておりますので、これに伴う立法上必要な措置をとろうとしたものであります。そして、その趣旨及び内容におきま

て、さきに第十五回特別国会に提出され審議未了になりましたものと同じものであります。

先ず、少年法の一部改正について申し上げますと、この八月一日から家庭裁判所が親護の措置をとつた少年を収容する所は、本来の少年鑑別所だけとなるのであります。が、少年鑑別所の所在地からかなり離れた所にある多くの家庭裁判所支部の事件について、家庭裁判所が少年鑑別所送致の親護措置をとつた場合において、交通事情等の理由から、直ちに少年鑑別所に収容することが不可能であるか、または著しく困難である場合が少なからず生ずるものと考えられるのであります。かくした場合に、家庭裁判所が決定を以て、少年を最寄りの少年院又は拘置監の時に区別した場所に一時、仮に収容する措置をとることができるものといふことは、ならないものとして制限の仮収容の期間につきましては、鑑別少年の性格に鑑みまして、少年院又は拘置所に収容したときから七十二時間以上であります。

なおこれに関連して、第二十六条を改めてこの仮収容の決定の執行に関する規定を置くこといたしました。

この他附則中に、この改正に伴う経過措置として、この一部改正法律の施行前に親護の措置を受けて少年院又は拘置

監に収容されている少年であつて少年鑑別所へ移送するいとまのない者をこの仮収容の措置をとられた者とみなす旨の規定を置いておるのであります。

次に少年院法の一部改正について申します。この改正の要旨は、医療少年院について、男女を分離する施設がある場合には、必ずしも男女の別に従つて設ける必要がないものとするこ

と、及び少年院に収容中の者を移送等のため同行し、又は少年鑑別所に収容中の者を審判等のために同行する場合に

おいて、止むを得ない事由があるときは、これを最寄の少年鑑別所若しくは

少年院又は拘置監の特に区別した場所にそれぞれ仮に収容することができるものとする二点であります。

その第一点の医療少年院の施設のことにつきましては、御承知のとおり、現在

少年院は、少年院法第二条第六項の規定によりまして、男女の別に従つて設

けることになつておりますが、医療少年院につきましては、その施設が十分

年院又は拘置監の特に区別した場合に

等の止むを得ない事情が生ずることもあるものと考えられるのであります。

して、これらの場合に、これを最寄の少年院又は拘置監の特に区別した場合に

一時仮に宿泊させることができるよう

にすると共に、又少年院に収容中の者の移送の場合につきましても、やはり

同様のことが考えられますので、この

際少年鑑別所に収容中の者についてと同様な措置をとり得るようになります。

規定により、この七月三十一日までの特例措置として、男子の医療少年院の一

部を特に区別して女子を併せて収容することができるものとされていますが、

これが可能である限りの内規定を置いたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速

かに御可決あらんことを希望いたしま

月一日からその効力がなくなります。

過規定の整理をいたしております。

以上が、この法律案の理由であります。

この法律案の理由であります。

&lt;

亡犯罪人の引渡をなし得ることとした点であります。

第三は、現行の条例におきましては、逃亡犯罪人の身柄の拘束は、必要的なものとなつておるのであります。が、この法律案におきましては、逃亡犯罪人が定めた住居を有し、且つ、逃亡の虞れがないことが認められる場合に、は、当該逃亡犯罪人の身柄を拘束しないものとした点であります。

以上この法律案につきまして概略御説明申上げたのであります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたす次第であります。

○委員長(郡祐一君) 次に航空機抵当法案を議題に供します。先ず政府の説明を願います。西村運輸政務次官。

○政府委員(西村英一君) 只今提案された航空機抵当法案について、提案の理由を御説明いたします。

我が国の民間航空は、昨年平和条約の発効に伴い、漸くその自主性を回復したのであります。が、戦後七年有余の空白時代を経ており、その間ににおいて飛躍的発展を遂げた世界の航空界に比べて、著しく立ち遅れている現状であります。従つて、我が国としては、この立ち遅れた民間航空を速かに再建及び間接の育成措置を講ずる必要がありましたが、特に高価な航空機の購入資金の確保を容易にすることは、今日極めて緊要であります。

併しながら、現行の金融取引における虞れも少くないのであります。

この弊を除去するためには、動産たる航空機について最も近代的な担保方

法たる抵当制度を利用する途をひらく空審議会も「わが民間航空の再建方策」についての答申におきまして、この航空機抵当制度の創設を強く要望しているのであります。

以上の理由によりまして、ここに航空機抵当法案を提出する次第であります。

次に、航空機抵当法案の要旨について申上げます。

第一に、航空法による登録を受けた飛行機及び回転翼航空機をもつて、抵当権の目的といたしております。

第二に、航空機の抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に登録を受けなければ、第三者に対抗することができないものといたします。

第三に、航空機の抵当権の内容、効力等に関し、ほん民法の抵当権に関する規定と同様な規定を置いております。

第四に、本法案の附則において、現行の航空法の一部を改正いたしまして、国籍取得の要件たる登録に、航空機の所有権に関する対抗力を付与し、更に登録記号を打刻する等によりまして、抵当制度の基礎条件たる公示方法の確立と航空機の同一性の把握について、万全を期した次第であります。

以上、この法案について、その大要を御説明申上げた次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申上げる次第

でござります。  
○委員長(郡祐一君) 本案につきましまいますが、登録を受けた航空機にいたしましたのは、抵当権の公示方法として、抵当権は被担保債権と共に移転すると思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕  
○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕  
○委員長(郡祐一君) 航空機抵当法案の概要について御説明申上げます。

第一にこの法律の制定の目的でござりますが、第一条に規定しております通り、航空機抵当制度を創設して、資

金調達を容易にし、もつて航空の発達を図るということとあります。

第二に、航空機抵当権の意義及び性質についてでござります。航空機抵当権は、物権即ち一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的な権利でござりますが、民法に定める物権ではなくして民法第百七十五条によりますところの他の法律、即ち航空機抵当法によつて創設せられる物権でござります。

第三は、抵当権の効力についてであります。が、航空機抵当権は、その本質においては民法の抵当権と何等異りますが、民法に定める物権ではなくして民法第三百六十九条第一項の「抵当権の内容」、第六条の「抵当権の効力及び範囲」、第七条の「不可分性」、第八条の「物上代位」、第九条の「物上保証人の求償権」、第十条の「抵当権の順位」、第十二条の「担保される権利等」、第十五条の「代位弁済」、第十六条の「第三取扱者の費用償還請求権」、第十八条の「一般財産からの弁済」等につきましては、民法の抵当権に関する規定と同様に定めたのでござります。

ただ抵当権の実行に関する第十九条及び第二十条の規定についてであります。

が、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場

航空機に限ることを規定したものでござります。  
○委員長(郡祐一君) 本案につきましては、登録を受けた航空機にいたしましたのは、抵当権の公示方法として、抵当権は被担保債権と共に移転すると思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕  
○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕  
○委員長(郡祐一君) 航空機抵当権を用いて関係上、同法による登録を受けない航空機は公示の方

止いたしましたのは、法律関係の錯綜を防止いたしましたとともに、質権の設定によりまして航空機の使用を休止

いたしました。法律関係の錯綜を止めましたのであります。

なお、第二十三条で質権の設定を禁めます。

第一にこの法律の制定の目的でござりますが、第一条に規定しております通り、航空機抵当制度を創設して、資

金調達を容易にし、もつて航空の発達を図るということとあります。

第二に、航空機抵当権の意義及び性質についてでござります。航空機抵当権は、物権即ち一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的な権利でござりますが、民法に定める物権ではなくして民法第百七十五条によりますところの他の法律、即ち航空機抵当法によつて創設せられる物権でござります。

第三は、抵当権の効力についてであります。が、航空機抵当権は、その本質においては民法の抵当権と何等異りますが、民法に定める物権ではなくして民法第三百六十九条第一項の「抵当権の内容」、第六条の「抵当権の効力及び範囲」、第七条の「不可分性」、第八条の「物上代位」、第九条の「物上保証人の求償権」、第十条の「抵当権の順位」、第十二条の「担保される権利等」、第十五条の「代位弁済」、第十六条の「第三取扱者の費用償還請求権」、第十八条の「一般財産からの弁済」等につきましては、民法の抵当権に関する規定と同様に定めたのでござります。

ただ抵当権の実行に関する第十九条及び第二十条の規定についてであります。

が、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

えば、航空法第八条第一項第三号の場合のまつ消登録の原因は、抵当航空機の登録要件の欠如でございまして、例

は、物上代位権の行使が困難となる虞れがあります。が、ござりますので、抵当権の保護のために特に規定したものであります。

第五は、抵当権の処分でございまして、抵当権は被担保債権と共に移転するべきものであります。が、被担保債権の弁済期が比較的長期なものであります。ときは、抵当権者によりましては、弁済期前に抵当権を処分しようと必

要が生じて参ります。第十三条及び第十四条はこの抵当権の処分について規定したものであります。民法第三百七十五条及び第三百七十六条と同様な規定でございます。

第六は、第十七条の共同抵当に関する規定であります。債権者が同一の債権の担保として、数個の航空機の上に抵当権を有します場合には、この共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。

第七は、抵当権の消滅でございまして、民法第三百九十二条及び第三百九十三条と同様な規定でござります。

第三百九十三条と同様な規定でござります。第三百九十三条は、右の共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。

第三百九十三条と同様な規定でござります。第三百九十三条は、右の共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。

第三百九十三条と同様な規定でござります。第三百九十三条は、右の共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。

第三百九十三条と同様な規定でござります。第三百九十三条は、右の共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。

第三百九十三条と同様な規定でござります。第三百九十三条は、右の共同抵当権者と次順位の抵当権者との間

に複雑な利害関係を生じますので、これを調和せしめまして、航空機の担保価値を最高度に發揮せしめる必要があります。



**第七条** 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により逃亡犯を拘束したとき、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯を受け取つたときは、直ちに、その人達でないかどうかを取り調べなければならない。

逃亡犯罪人が人連でないとき、  
は、直ちに、拘束の事由を告げた  
上、拘禁すべき監獄を指定し、す  
みやかに且つ直接、逃亡犯罪人を  
その監獄に送致しなければなら  
い。この場合には、前条第一項の  
規定を準用する。

3 東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるとき

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうか

かについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯人を受け取つたときは、拘束した時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、第一項の請求をしたときは、逃亡罪人に前項の請求書の謄本を送達しなければならない。

審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁されるものとする。逃亡犯罪人が拘禁されることは、おそらくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

(審査請求命令の取消)

定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡し請求を撤回する旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

法務大臣は、第四条の命令をもつて、在留する者に、前項の規定による通報を受け、又は第四条各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規定による審査請求書の副本の送付を受けるべき逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

東京高等検察庁の権利官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

第三百四十九条  
第一項の規定により執行されしる  
死刑犯人を釈放しなければなら  
い。

は、第十一条第三項の規定により裁判書の謄本が東京高等検察院の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

人の引渡しを含むこととするが、  
い。但し、第二条第六号の場合に  
関し引渡し条約に別段の定がある場合  
において、同条同号に該当する  
ため逃亡犯罪人を引き渡すことが相  
できず、又は引き渡すことが相当  
でないと認める旨の通知をした後  
同条同号に該当しないこととなつた

たときは、この限りでない。  
(引渡しの場所及び期限)

の期限は、引渡命令の翌日から起算して三十日目の日とする。但し、逃亡犯人が引渡の命令の日に拘禁されていないときは、引渡の場所は、拘禁状により逃亡犯人を拘禁すべき監獄又は拘禁が停止されるまで逃亡犯人が拘禁されていた監獄とし、引渡の期限は、逃亡犯人が拘禁状により拘

束され、又は拘禁の停止の取消の如きにより拘束された日の翌日から起算して三十日目の日とす。

(引渡しに関する措置)

第十六条 第十四条第一項の規定による引渡しの命令は、引渡状を発して行う。

3 引渡状は、東京高等検察署に檢査官長に交付しなければならない。

法務大臣は、引渡状を発する

同時に、外務大臣に受領許可状

送付しなければならない。  
4 引渡状及び受領許可状には、  
亡犯罪人の氏名、引渡罪罪名、  
渡を請求した締約国の名称、引  
渡の場所、引渡の期限及び發付の



とみなし、第八条第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯を拘禁したものとみなす。

第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯の引渡しの請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察官検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察官検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯の引渡しを命じなければならぬ。

3 東京高等検察官は、前項の規定による引渡しの命令があつたときは、直ちに、逃亡犯を假放しなければならない。

第二十九条 仮拘禁許可状により逃亡犯が拘禁されている監獄の長は、逃亡犯が拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯に対する通知があつたとき、東京高等検察官検事長に報告しなければならない。

第三十条 第二十二条第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に準用する。2 前項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、逃亡犯に対する通知があつたとき、東京高等検察官検事長に報告しなければならない。

なされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二条第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

3 第一項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

1 逃亡犯人に対し、第二十六条第一項又は第二十八条第二項の規定による通知があつたとき。

2 逃亡犯人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯に対する通知があつたとき。

#### (最高裁判所の規則)

第三十一条 この法律に定めるもの外、東京高等裁判所の審査に関する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の発付に関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

- 1 この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。
- 2 逃亡犯人引渡し条例(明治二十九年勅令第四十二号)は、廃止する。
- 3 この法律は、この法律の施行前に犯された引渡し犯罪に関する逃亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。
- 4 監獄法(明治四十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。
 

第一項第四号中「刑事被告人」の下に、「拘禁許可状、仮拘禁許可状又は拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

第九条中「刑事被告人ニ適用不可キ規定ハ」の下に、「拘禁許可状、仮拘禁許可状又は拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

- 5 刑事補償法(昭和二十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。
 

第一項の次に次の二条を加える。

(引渡し条約発効前に犯された引渡し請求に関する引渡しの請求)

(逃亡犯人の引渡し請求した場合における補償)

新たに引渡し条約が締結された場合においては、引渡し条約に締約国が日本国に対し当該引渡し条約の効力を除き、この法律は、当該引渡し条約による拘禁又は拘禁は、刑事訴訟法による拘留又は拘禁とみなす。

第二十六条 犯罪人の引渡し請求した場合において、締約国が当該逃亡犯人の引渡しのためにした拘留又は拘禁は、刑事訴訟法による拘留又は拘禁とみなす。